

教私第3726号
平成30年3月28日

各就学支援推進校設置者様

大阪府教育庁私学課長

大阪府私立高等学校等授業料支援補助金に係る
概算払い（前倒し交付）の運用について（通知）

標記については、平成24年度より、生徒・保護者の一時的な授業料負担を軽減するため、前年度末時点で既に授業料無償化制度の対象となっている生徒について、前年度に審査した所得要件に基づき算定した補助金を、早期（4月末頃）に学校に概算交付（前倒し交付）してきたところです。

従来は、9月末までに授業料の還付・相殺等を実施する就学支援推進校に対し、概算払いを行ってきましたが、本事業の趣旨を踏まえ、来年度から授業料の還付・相殺等を7月末までに実施する就学支援推進校に対し、概算払いを行うことと変更します。

各学校におかれましては、引き続き、生徒・保護者の負担軽減を最優先に考え、運用いただきますようよろしくお願いいたします。

大阪府教育庁私学課

小中高振興グループ 牧・藤井

TEL 06-6941-0351 (内線)4852

総務・専各振興グループ 石橋・谷口

TEL 06-6941-0351 (内線)4862